

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに採用、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 7 号

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに採用、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

岬町会計年度任用職員の給与及び費用弁償並びに採用、休暇等に関する規則（令和 2 年岬町規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）職種別初任給基準表

職種区分	初任給		上限	
	職務の級	号給	職務の級	号給
用務員（出先施設）、送迎バス添乗員、配膳員	1	1	1	5
一般事務、用務員（本庁舎早朝清掃）、電話交換受付案内業務、発掘補助員、給食調理補助員（資格なし）、町営住宅管理員、集会所管理員、公園管理員、スクールサポートスタッフ	1	1	1	5
給食搬送運転手、学童保育運転手	1	2	1	6
発掘調査員、支援員（資格なし）	1	4	1	8
学童保育指導員、土木作業員	1	5	1	9
図書司書、支援員（資格あり） 給食調理補助員（資格あり）	1	7	1	1 1
土木作業員（現場監督責任者）、給食搬送運転手（準中型免許以上）	1	1 5	1	1 9
秘書担当運転手	1	3 0	1	3 4
保育士（淡輪保育所、深日保育所及び多奈川保育所配属以外の保育士並びに淡輪保育所、深日保育所及び多奈川保育所配属の保育士であって、かつ、預かり保育専従の保育士）、幼稚園教諭	2	1	2	5

(淡輪幼稚園配属以外の幼稚園教諭並びに淡輪幼稚園配属の幼稚園教諭であって、かつ、預かり保育専従の幼稚園教諭)、クレーン作業員				
スクールバス運転手	2	1 0	2	1 4
看護師(淡輪保育所、深日保育所及び多奈川保育所配属以外の看護師であって、かつ、学童保育指導員以外の看護師)、保健師、栄養士、社会福祉士、介護支援専門員、介護給付等適正員、し尿処理施設作業員	2	1 9	2	2 3
看護師(淡輪保育所、深日保育所及び多奈川保育所配属の看護師であって、かつ、学童保育指導員の看護師)	2	2 4	2	2 8

別表第2を次のように改める。

別表第2(第5条関係)職種別初任給基準表

職種区分	基本報酬の額
地域おこし協力隊、まちづくりエディター	月額194,000円
スクールソーシャルワーカー	1時間につき3,700円
スクールカウンセラー	1時間につき5,200円
外国語指導助手(A L T)	1年目月額 335,000円 2年目月額 345,000円 3年目月額 355,000円 4年目月額 360,000円 5年目月額 360,000円

別表第3を次のように改める。

別表第3(第16条関係)

有給の特別休暇

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地	必要と認められる期間

方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
(3) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5日（ただし、結婚の日の5日前から結婚の日後1月を経過する日の間で連続5日の範囲の期間）
(4) 会計年度任用職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(5) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて3日
(6) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	連続7日間の範囲内の期間
(7) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(8) 地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(9) 女性の会計年度任用職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき。	1月に1日
(10) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。	当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(11) 会計年度任用職員（勤務日が週3日以上又は1年間の勤務日が121日以上）	1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において

上であるものに限る。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	て5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間
(12) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(13) 女子の会計年度任用職員が出産した場合	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
(14) 会計年度任用職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間
(15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(勤務時間休暇条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間

(16) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（別表第4第8の無給の私傷病を除く。）	週5日勤務の場合は、1の年において10日の範囲内の期間（週4日勤務の場合は7日とし、週3日以下の勤務の者は無給とする。）
(17) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）健康維持のため、人間ドック検診を受診する場合	1の年において1日

別表第3を次のように改める。

別表第4（第16条関係）

無給の特別休暇

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
(3) 生後1年に達しない子（勤務時間休暇条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を育てる会計年度任用職	1日2回それぞれ30分以内。ただし、町長の承認を受けた場合には、1日につき2回を超えず、かつ、60分

員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	を超えない範囲で1回につき30分に15分を単位として増減した時間。1日の正規の勤務時間数が4時間以内の会計年度任用職員にあっては、1日1回30分。
(4) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護等(子の病気、けが、予防接種、健康診断の場合の子の世話、感染症に伴う学級閉鎖や出席停止等の場合の子の世話、入園、卒園又は入学の式典への参加)をする場合(ただし、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間
(5) 要介護者(勤務時間休暇条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の町長の定める世話を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間
(6) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(7) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(8) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日	1年度において別表第6に定める期間

が47日以下であるものを除く。)に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合及び別表第3第16の有給の私傷病を除く。)	
(9) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
(10) 引き続き在職した期間が1年以上の会計年度任用職員のうち1週間の勤務日が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日が定められているもので一会計年度の勤務日が121日以上のも(以下「介護休暇等対象会計年度任用職員」という。)が、要介護者の介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められるとき。	要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超え、かつ、通算93日を超えない範囲内で必要と認められる期間又は当該期間において当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて30分を単位として、1日につき4時間を超えない範囲内の時間
(11) 介護休暇等対象会計年度任用職員が、要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務をしないことが相当であると認められるとき。	要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、当該年度末までの期間において、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間を超えない範囲内の時間

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。